

特別養護老人ホーム福寿乃郷 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人福寿会が開設する特別養護老人ホーム福寿乃郷(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の介護職員等が、要介護状態となった高齢者に対し、適正な介護サービス等を提供することを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 当施設は、人としての尊厳を尊重し、これまでの生活を大切にしながら、入居者がその有する能力に応じて、自立した生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話、相談援助、機能訓練、健康管理及び療養上の世話その他生活全般にわたる入居者の生活づくりを支援する。

2 事業の実施に当たっては、家族や地域との結びつきを重視した運営を行い、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他の福祉サービスとの密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称	特別養護老人ホーム福寿乃郷
所在地	山形県山形市飯田二丁目7番30号

第二章 職員及び職務内容

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤)

福祉施設管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2)医師 3名(非常勤専従)

医療及び看護に係る業務を行い、入居者の健康管理及び療養上の指導を行う。

(3)看護職員 3名以上(常勤) 2名(非常勤) 資格…看護師3名 准看護師1名

健康管理及び保健衛生並びに日常の直接生活支援処遇に関わる業務を行う。

(4)生活相談員 1名以上(常勤) 資格…社会福祉主事任用資格2名

日常の生活相談並びに生活支援処遇に関わる業務行う。

(5)介護支援専門員 1名以上

施設サービス計画等に関わる業務行う。

(6)介護職員 35名以上(常勤) 5名(非常勤)

入居者の日常の直接生活支援に関わる業務行う。

(7)機能訓練指導員 1名以上(常勤) 資格…作業療法士1名

日常生活の全てにおいて、心身の維持・向上のために努力する。専門的な機能訓練においては、入居者の状況に適合した機能訓練を行い、機能回復・減退防止及び残存能力の開発に努める。

(8)管理栄養士 1名以上(常勤) 栄養士 1名(委託)

献立の作成、給食材料の調達及び食事摂取状況の把握等の業務に従事し、調理の業務並びに衛生管理を行うほか、医師・介護支援専門員等と共同し、入居者ごとの栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養ケアマネジメントを実施する。

(9)調理員 相当数 (委託)

調理に関わる業務を行う。

(10)事務員 相当数 (常勤)

施設運営に必要な事務を行う。

(勤務体制の確保)

第5条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

2 施設長(管理者)は毎月の勤務割表を、その前月の末日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。

3 施設長(管理者)は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

4 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。又、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第三章 入居定員

(入居定員)

第6条 施設の入居者の定員は、100名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない。

(ユニットの数及び定員)

第7条 施設が提供する一の居室は個室とし、重要事項説明書に記載するとおりとする。その際、選択する階

及び居室は、入居者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が入居者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し同意を得るものとする。

2 ユニットは10ユニットとし、それぞれの定員は10名とする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設ける。

第四章 入退所

(サービス内容及び手続の説明及び同意)

第8条 施設は、「施設サービス」の提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、施設サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第9条 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所)

第13条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討するものとする。
- 5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

第五章 サービス(処遇)内容及び費用の額

(サービスの取扱い方針)

第14条 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

- 2 施設は、施設サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて、入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- 3 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- 4 施設は、入居者の自律した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
- 5 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、施設サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明し、同意を得るものとする。
- 6 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
- 7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、又施設・事業所内の掲示板等で公表することにより常にその改善を図るものとする。
- 9 施設は、入居者について、病院または診療所に入院する必要があるが生じた場合であって、入院後概ね3か

月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居できるようにするものとする。

(介 護)

第15条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、個室にてプライバシーに配慮しながら、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。その際プライバシーの保護には十分配慮する。
- 6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 9 施設は、施設サービスの提供にあたっては、入居者の家族の相談に適切に対応するとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(食 事)

第16条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。
- 5 食事はできる限り経口摂取を継続できるよう援助する。
- 6 入居者の食事は、当該入居者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第17条 施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持

のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第18条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(相談及び援助)

第19条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第20条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(介護の基準)

第21条 介護の取扱い

- (1)施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入居者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。
- (2)施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
- (3)施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (4)施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (5)施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

第22条 施設介護サービス計画

- 1 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以後「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を

営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望・入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(利用料及びその他の費用)

第23条 利用料

- (1)施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
- (2)施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

第24条 その他の費用

施設は前条の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入居者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- ① 食事の提供に要する費用
 - ② 居住に要する費用
 - ③ 出納管理費
 - ④ 理容・行事参加費 実費
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要とするもので、入居者に負担させることが適当と認められるもの。
- 2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用の額について重要事項説明書により説明を行い、入居者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。
 - 3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

第六章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第25条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、施設内で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、又は持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- (4) 施設内で、他人に対し宗教活動及び政治活動を行わないこと

2 施設長(管理者)は、入居者が次の各号に該当すると認めるときは、当該入居者の保険者に対し、所定の手続により、施設サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき
- (3) 故意にこの規程等に違反したとき

(緊急時等の対応)

第26条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに協力病院である小白川至誠堂病院へ連絡を行う等必要な措置を講じる。又必要などときには親族の方にも連絡する。

(事故発生時の対応)

第27条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び市町村・入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

3 事故の発生時は別に定める「福寿乃郷介護事故防止・対応マニュアル」に定めることとする。

(協力病院)

第28条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、予め協力病院を定めておく。

協力病院:小白川至誠堂病院

2 施設は、治療を必要とする入居者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

協力歯科医療機関:新田歯科医院

3 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、予め協力精神科医療機関を定めておく。

協力病院:二本松会上山病院

第七章 非常災害対策

(非常災害対策)

第29条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。

- 2 施設は年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練(夜間または夜間想定訓練を含む)を行う。
- 3 別に定める「福寿乃郷消防防災計画」に定めるところにより対応する。

第八章 その他運営に関する事項

(衛生管理等)

第30条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理)

第31条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、提供した施設サービス等に関し、県及び市町村が行う文書その他の物件の提出、提示の求め又は県及び市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して県及び市町村が行う調査に協力するとともに、県及び市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導若しくは助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

第32条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第33条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(重要事項の揭示)

第34条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

(会計の区分)

第35条 施設は、施設サービスの事業の会計を他の事業の会計と区分するものとする。

2 施設の経理は、社会福祉法人福寿会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第35条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(地域交流)

第36条 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

3 定期的及び随時ボランティア・実習生の受け入れを行う。

(認知症の方への対応)

第37条 施設は、認知症の方の場合必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供を行う。

2 本人の状況に応じて居室を変更する等の対応を講じる。

3 他入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼし、通常の介護方法ではこれを防止できないなど、契約上の信頼関係を著しく損なうような場合に限り、契約を解除する等の措置を行うものとする。

(法令との関係)

第38条 この規程に定めのない事項については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成24年度山形県条例71号)、その他関連法令の定めるところによる。

第九章 虐待防止のための措置に関する事項

第39条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 3 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 4 その他、虐待防止のために必要な措置

第40条 事業者はサービス提供中又は利用相談中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村へ通報するものとする。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。